

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

令和5年5月10日

あいりす幼稚園

この度、国より令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されることに伴い、これからの幼稚園生活に係る対応の基本的な取り扱いについて下記のとおりと致しますのでご確認ください。

引き続きご理解とご協力をお願いします。

1. 今後の対応について

- ・新型コロナウイルス感染症が流行する以前に日常の園生活において行われていた対応を基本としますが、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を参考に、引き続き感染症対策を実施します。

2. 留意事項

- ・発熱、咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには登園はお控えください。無理せず、自宅で休養してください。
- ・園児、職員、保護者のマスクの着脱は個人の判断となります。
- ・バス通園の方はバス乗車中はマスク着用とします。マスクを忘れてしまった場合は購入して頂きます。
- ・園生活でマスクが必要な場合は連絡帳に記入してお知らせください。
- ・バス乗車前や登園時の手指消毒は行います。ご家庭では健康観察を引き続きお願いします。
- ・各園、地域の感染状況や教育活動の内容に応じて「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えたり、触れ合わない程度の身体距離の確保をしたりする措置を講じることも考えられます。また、感染状況によっては、学級閉鎖、休園の措置をとらせていただく場合もあります。
- ・同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した際、園児本人が同感染症への感染が確認されていない場合には、直ちに登園を控える必要はありませんが、同感染症に感染した保護者の送迎はご遠慮ください。

3. その他

【出席停止期間について】

- ・「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後（解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向）24時間を経過するまでが基準となります。
- ・無症状の感染者に対する出席停止の期間の取り扱いについては、検体を摂取した日から5日経過するまでが基準となります。
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した場合は幼稚園のHPよりダウンロードしていただき「新型コロナウイルス感染症診断結果報告書」に保護者の方が記入し登園時に必ず提出をお願い致します。

【その他の感染症について】

- ・インフルエンザに感染した場合は、千葉市のHPより「インフルエンザ療養報告書」をダウンロードしていただき保護者の方が記入し登園時に必ず提出をお願い致します。
- ・その他の感染症は、従来通りの登園許可書を医療機関より証明していただき登園時に必ず提出をお願い致します。
- ・その他、ご不明な点がある場合は幼稚園にご連絡をお願い致します。